特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第43条第1項及び同法第13条第3項の規定により、 令和3年(2021年)3月31日付け及び令和3年(2021年)4月7日付けで次の10法人の設立の認証を取 り消しました。

1 取消理由及び取消しとなった法人の概要

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。 (特定非営利活動促進法第43条第1項の規定による取消し)

(1) 令和3年(2021年)3月31日付け

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人	紋別市花園町6丁目6番	この法人は、生活環境の保護増進を図るた
人と緑の会	4 号	め、子どもから高齢者までだれでも参加でき
		る市民参加型のボランティア事業を行うこと
		を目的とする。

(2) 令和3年(2021年) 4月7日付け

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人	山越郡長万部町字長万部	この法人は、長万部町民と長万部町を故郷
おしゃまんべ夢倶楽	450番地の1	にしている人たちが故郷に誇りを持てる事業
部		の実施や、都会からの移住を進めるまちづく
		りの研究とその提言を行うほか、町民の芸術
		文化の向上につながる事業を行うことによっ
		て、心豊かで、活力があり、誇りの持てるま
		ちづくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人	北見市双葉町1丁目1番	この法人は、オホーツク圏に夢と希望を抱
北福人	1 号	くものが集い、恵まれた自然環境と共生しな
		がら、地域産業と地域社会の活性化を通して、
		人々の幸せと豊かな地域の未来を創造するこ
		とを目的とする。
特定非営利活動法人	千歳市北栄2丁目18番11	
都市緑化研究会	号	緑化ビオトープ化の技術を研究開発し、高齢
		者の遊休活力を都市緑化に生かして生甲斐と
		社会参加を促進する。併せて都市緑化を通じ
		てヒートアイランド現象緩和等都市環境の改
		善に貢献する。
	芦別市北3条西1丁目1	
北海道の開拓者・移	番地	がわかる博覧会、森と木と紙の文化をテーマ
住者のふる里の文化		とした展示会等の文化振興事業を実施しなが
を伝えていく会		ら、和紙の里を主とした北海道の開拓者、移
		住者のふる里ネットワークづくりを推進し、
		地域社会の活力を生み出し、創造性豊かな人
		材が広く育まれていく環境づくりに寄与する
		ことを目的とする。

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人	札幌市中央区北3条西11	この法人は、住宅に関わる包括的な環境分
地球環境HOME	丁目レジデンスパークハ	野において、産官学及び市民の協力を通じて、
	イム植物園901	より安全でより豊かな社会生活を地球環境へ
		の負荷を伴うことなく実現し、またそのこと
		に必要な技術の確立を行うことによって地域
		社会の発展と国民生活の向上に寄与すること
		を目的とする。
特定非営利活動法人	旭川市東光9条3丁目3	この法人は、IT技術を駆使した情報発信
日本予防医学連絡協	番 7 号	を行うとともに、講演会や学習会などのイベ
議会		ントを通し、予防医学の観点から啓発活動を
		行うことで、人々の健康増進を図ることを目
		的とする。
特定非営利活動法人	函館市青柳町15番23号	この法人は、リフォーム被害者問題に関し
安全リフォーム推進		て、消費者団体、行政機関、企業、その他の
協会		機関及び個別の消費者などとの連携、連絡、
		助言、意見交換などを図りつつ、消費者被害
		の実態調査、研究、啓発、情報提供、個別救
		済活動、及びその支援や、リフォーム被害問
		題関連の情報公開活動を行うことで、各個別
		機関での活動では救済されにくい消費者被害
		の防止、救済を実現し、もって消費者の保護
		に寄与することを目的とする。
	函館市高丘町16番4号	この法人は、障がい児の療育の場としての
かりんず		居場所とレスパイトケア(家族に代わり一時
		的にケアを代替する家族支援サービス)とし
		ての役割に寄与することを目的とした放課後
		等デイサービスに関する事業を行い、併せて
		未就学児と親の子育てサロン・三世代交流事
		業等を行い、地域社会における住民の通いの
		場の提供と助け合い・穏やかな見守り等の生
		活支援を担うことを目的とする。
	紋別郡湧別町中湧別中町	
ゆうべつ20-21-22	493番地の1	を効果的に解決する為、町民が共感を持って、
		気軽に集う語りの場を作り、町の担い手を育
		成し地域社会に寄与することを目的とする

[参考~特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の関係条項]

第29条(事業報告書等の提出)

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条(設立の認証の取消し)第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により 監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等 の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。